

鳥取市保護施設及び授産施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第7号

鳥取市保護施設及び授産施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
施行規則の一部を改正する規則

鳥取市保護施設及び授産施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
(平成29年鳥取市規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1利用者の処遇等の項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同項中第
12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 救護施設においては、利用者の自立支援を行うため、利用者の意向を踏まえ、
各利用者ごとに個別支援計画を作成すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。